

アスベスト含有煙突用断熱材について

1. 概要

札幌市のアスベスト関連に係る一連の報道を受け、恵庭市においても小中学校給食センターを含む学校教育施設を最優先し、アスベスト含有断熱材が使用された可能性のある煙突、16本について、第1に、職員による目視点検を行ったところ、異常は発見されなかった。

第2に、専門業者に建材のアスベスト含有調査を依頼した結果、煙突16本のうち、14本でアスベスト含有が確認された。

最後に、煙突16本に対し、大気測定を行った結果、全てにおいて基準値を下回る数値となり、児童生徒の安全な環境が確認された。

学校以外の施設については、職員による目視点検のみを行い、明らかな落下物は確認されなかった。

2. 対象及び含有状況（学校教育施設）

	施設名	機関種別	目視	成分分析
1	島松小学校	屋内運動場	異常なし	含まず
2	和光小学校	屋内運動場		含有
3	和光小学校	校舎（東・新）		含有
4	若草小学校	校舎（東・新）		含有
5	恵み野小学校	校舎		含有
6	恵み野小学校	屋内運動場		含有
7	恵み野旭小学校	校舎		含有
8	恵み野旭小学校	屋内運動場		含有
9	恵庭中学校	校舎（東・新）		含有
10	恵庭中学校	屋内運動場		含有
11	恵北中学校	校舎（東・新）		含まず
12	柏陽中学校	校舎		含有
13	柏陽中学校	屋内運動場		含有
14	恵み野中学校	校舎		含有
15	恵み野中学校	屋内運動場		含有
16	小学校給食センター	共同調理場		含有

3. 大気測定結果

【大気測定】

- ・各学校において、煙突1本に対し①機械室周辺廊下等、②屋外煙突直近地点のそれぞれ2地点、合計32地点で検体採取。
- ・アスベストの繊維数について、大気1リットルあたりの繊維数0.2本未満が23地点、0.7本以下が9地点となっており、大気汚染防止法で定められている敷地境界基準では1リットル当たり10本であることから、安全な範囲内で収まっている。
- ・吸引空気量は、1分当たり5リットルで120分、計600リットル。
- ・ボイラーは、停止せずに測定。

[大気汚染防止法]・・・第十八条の五 特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準(以下「敷地境界基準」という。)は、特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場における事業活動に伴い発生し、又は飛散する特定粉じんが工場又は事業場から大気中に排出され、又は飛散するものについて、特定粉じんの種類ごとに、工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度の許容限度として、環境省令で定める。

[大気汚染防止法施行規則]・・・石綿に係る法第十八条の五の敷地境界基準は、環境大臣が定める測定法により測定された大気中の石綿の濃度が一リットルにつき十本であることとする。

4. 対象及び含有状況（その他所管施設）

	施設名	目視
1	東恵庭会館	異常なし
2	柏陽会館	
3	桜町会館	
4	寿町会館	
5	和光会館	
6	恵み野会館	
7	有明会館	
8	恵庭市民会館	

5. 今後の対応

①定期的な点検継続

- ・春先に目視点検を継続。劣化が進んでいけば、計画に係らず対応策をとる。

②改修計画の策定

- ・防音機能復旧事業の計画を軸に設置年度、劣化状況を総合的に判断し、他の財源も視野に入れ年度内に作成。

○恵庭市大学奨学金支給条例施行規則

平成28年10月28日

教委規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、恵庭市大学奨学金支給条例（平成28年条例第29号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(奨学金の支給対象者の範囲)

第3条 条例第6条各号列記以外の部分の恵庭市民は、願書提出時において保護者が恵庭市内に住所を有する者とする。

2 条例第6条第2号の学資に乏しい者は、生計を一にする者の住民税の課税所得（課税標準額）の合計額が300万円未満である者とする。

3 条例第6条第3号の学業成績が優秀な者は、直近2年間の全履修教科の評定平均が5段階評定で、4.1以上である者とする。

(願書の提出)

第4条 条例第7条の奨学生になることを希望する者（以下「志願者」という。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書（兼同意書）（様式第1号。以下単に「奨学生願書」という。）
- (2) 学校長推薦書（志願者の在籍する学校の校長による推薦書をいう。様式第2号。）
- (3) 直近2年間の学業成績証明書
- (4) 住民税課税所得の証明書（生計を一にする者全員分）
- (5) 住民票（本人及び生計を一にする者全員分）

2 前項各号に掲げる書類（以下「願書等」という。）の提出期日は、毎年度教育長がこ

れを定める。

(選定の時期)

第5条 奨学生選定の時期は、毎年度教育長がこれを定める。

(採用内定者の審査及び選定)

第6条 教育長は、志願者が提出した願書等を基に書類審査を行い、その結果により選定した者に対して面接審査を行う。

2 教育長は、前項の規定により行った審査の結果を踏まえ、志願者の人物、学力、経済状況等を総合的に勘案して、奨学生として採用を内定する者（以下「採用内定者」という。）を選定する。

3 教育長は、前項の規定により選定した採用内定者に対し、奨学生採用内定通知書（様式第3号）により本人に採用内定者として決定した旨を通知するものとする。

(採用決定)

第7条 採用内定者は、大学へ進学したときは、その入学を証する書類を速やかに教育長に提出しなければならない。

2 教育長が前項の書類を受理したときは、奨学生として採用の決定があったものとする。この場合において、教育長は、奨学生採用決定通知書（様式第4号）により本人にこの旨を通知するものとする。

(採用内定の効力)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、採用内定の効力を失うものとする。

(1) 採用内定者が大学へ進学しなかったとき。

(2) 奨学生願書に記載した志望校と異なる学校又は学部へ入学したとき。

2 教育長は、諸般の事情を考慮して特に必要と認めるときは、前項各号に掲げる事項にかかわらず、その採用内定者につき奨学生として採用を決定することができる。

(不採用の通知)

第9条 教育長は、第6条の規定により志願者を採用内定者に選定しなかったとき、又は前条第1項各号の規定により採用内定者が採用内定の効力を失ったときは、奨学生不採用通知書（様式第5号）により本人に不採用になった旨を通知するものとする。

(奨学金支給の時期)

第10条 奨学金は、年3回に分けて支給する。

2 入学一時金は、第7条第2項後段の規定により採用決定を通知する際に、期日を指定し支給する。

(奨学金の廃止又は休止)

第11条 教育長は、条例第11条の規定により奨学金の支給を廃止、又は休止するときは、奨学金廃止(休止)通知書(様式第6号)により本人に通知する。

2 奨学金の廃止の時期又は休止の期間は、その都度、教育長がこれを決定する。

3 第1項の通知を受けた奨学生は、前払分に相当する額がある場合には、教育長が指定する期日までにその額を返還しなければならない。

(奨学生原簿)

第12条 教育委員会は、奨学生の状況を明らかにするために、奨学生原簿(様式第7号)を備え付けるものとする。

(学業成績表等の提出)

第13条 奨学生は、条例第12条第1項の規定により学年末の学業成績表を毎年4月30日までに教育長に提出しなければならない。

(届出の方法)

第14条 奨学生は、条例第12条第2項の規定による届出をするときは、その事由の生じた日から10日以内に、次に掲げる書類のいずれかにより、保護者との連名をもって届け出るものとする。ただし、本人が傷病又は死亡等により届け出ることができないときは、保護者が届け出るものとする。

(1) 休学届(様式第8号)

(2) 復学届(様式第9号)

(3) 転学届(様式第10号)

(4) 退学届(様式第11号)

(5) 変更届(様式第12号)

2 教育長は、前項に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

恵庭市大学奨学金支給制度のご案内



向学心があり、学業成績が優秀な学生であって、経済的理由により大学（大学院及び短期大学を除く）の修学が困難と認められる方に、返還不要の奨学金を支給する制度です。なお、この制度は恵庭市在住の篤志家の方から市へいただいたご寄附をもとに実施します。

▶ 申請できる方

次の全項目に該当する方が対象です

- ① 高等学校の最終学年または高等専門学校第3学年に在籍する人
- ② 直近2年間の全履修教科の評定平均が5段階で4.1以上の人
- ③ 学費支出が困難な状況にある人
※生計を同じくする人の住民税課税所得（課税標準）の合計額が300万円未満である人
（裏面参照）
- ④ 保護者が市内に住所を有する人

▶ 支給額

- 医学部生……月額10万円
 - その他学部生…月額5万円
- ※上記の奨学金を、修学する大学の正規の修業年限の期間、年3回に分けて支給します。また、入学後に一時金として、一律10万円を支給します。

▶ 受付期間

- 平成29年度大学入学者分

平成28年12月5日（月）から平成28年12月26日（月）まで

※各日8時45分～17時15分（土・日・祝日を除く）
※郵送の場合は12月26日（月）の消印有効

▶ 申請書類

- ① 奨学生願書（兼同意書）
- ② 在籍する学校の校長による推薦書
- ③ 直近2年間の学業成績証明書
- ④ 住民税課税所得の証明書 * 生計を同じくする人全員分
- ⑤ 住民票 * 本人および生計を同じくする人全員分

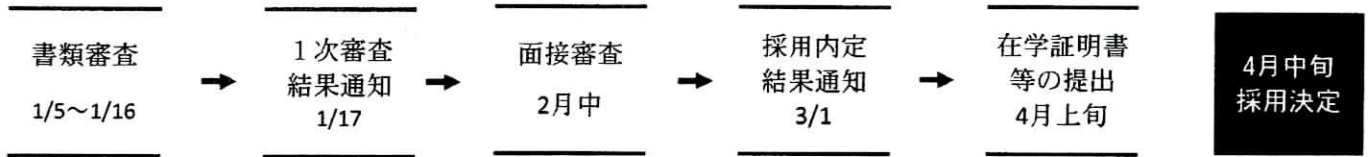
※上記①、②については、申請先で配布しております。また下記市ホームページからもダウンロードできます。
・「恵庭市大学奨学金支給制度について」

<http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/contents/1477474546514/index.html>

▶ 選考方法

- ・ 志願者が提出した願書等を基に書類審査を行い、その結果により選定した人に面接審査を行います。
- ・ 審査の結果を踏まえ、志願者の人物、学力および経済状況などを総合的に勘案して、採用内定者（年間5名程度）を決定します。
- ・ 志望校の大学に合格し、進学した時点で正式に採用します。

■採用までの流れ（予定）



▶ 申請先

恵庭市教育委員会 教育部 学校教育課

住所：〒061-1498 恵庭市新町10番地 * 恵庭市民会館1階に事務室があります。
 電話：33-3131（内線1622）

住民税課税所得について ※下記通知様式内の四角で囲んだところです

普通徴収の場合

平成 年度
 市民税・道民税 決定の明細

通知書番号	氏名												
<table border="1"> <tr> <th>所得金額</th> <td>給与収入 給与所得 年金収入 雑所得 贈与・遺贈 以外の所得 総所得金額 分離課税の所得金額</td> </tr> <tr> <th>所得控除額</th> <td>雑損 医療費 社会保険料・小規模共済 生命保険料 地震保険料 障害・寡・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎 所得控除額の合計</td> </tr> <tr> <th>課税標準</th> <td>総所得金額 分離課税の所得金額</td> </tr> </table>	所得金額	給与収入 給与所得 年金収入 雑所得 贈与・遺贈 以外の所得 総所得金額 分離課税の所得金額	所得控除額	雑損 医療費 社会保険料・小規模共済 生命保険料 地震保険料 障害・寡・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎 所得控除額の合計	課税標準	総所得金額 分離課税の所得金額	<table border="1"> <tr> <th>所得割額</th> <td>総所得金額 分離課税の所得金額 調整控除額 配当控除等 住宅借入金等 特別控除 寄附金控除 配当控除・遺贈特別控除 計 均等割額 年税額 所得割より控除しきれなかった配当金・株式等譲渡所得割控除額</td> </tr> <tr> <th>市民税・道民税額</th> <td>市民税・道民税額 既課税額</td> </tr> <tr> <th>徴収区分内訳</th> <td>給与からの特別徴収税額 公的年金からの特別徴収税額 ※月別税額は次頁 普通徴収税額 ※期別税額は次頁</td> </tr> </table>	所得割額	総所得金額 分離課税の所得金額 調整控除額 配当控除等 住宅借入金等 特別控除 寄附金控除 配当控除・遺贈特別控除 計 均等割額 年税額 所得割より控除しきれなかった配当金・株式等譲渡所得割控除額	市民税・道民税額	市民税・道民税額 既課税額	徴収区分内訳	給与からの特別徴収税額 公的年金からの特別徴収税額 ※月別税額は次頁 普通徴収税額 ※期別税額は次頁
所得金額	給与収入 給与所得 年金収入 雑所得 贈与・遺贈 以外の所得 総所得金額 分離課税の所得金額												
所得控除額	雑損 医療費 社会保険料・小規模共済 生命保険料 地震保険料 障害・寡・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎 所得控除額の合計												
課税標準	総所得金額 分離課税の所得金額												
所得割額	総所得金額 分離課税の所得金額 調整控除額 配当控除等 住宅借入金等 特別控除 寄附金控除 配当控除・遺贈特別控除 計 均等割額 年税額 所得割より控除しきれなかった配当金・株式等譲渡所得割控除額												
市民税・道民税額	市民税・道民税額 既課税額												
徴収区分内訳	給与からの特別徴収税額 公的年金からの特別徴収税額 ※月別税額は次頁 普通徴収税額 ※期別税額は次頁												

※この通知書の次頁に月別税額等の記載があります。
 ※特別徴収の方法によって徴収されない額がある場合、その額は普通徴収の方法によって徴収されます。

特別徴収の場合

平成28年度 給与所得等に係る市民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	給与 等 不 動 産 利 益 配 当 雑 利 益	課 税 標 準	総所得① 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の譲渡 先物取引
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障害・寡・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎 所得控除合計②	扶養親族 該区分 本人該区分 配偶者 寡 勤 障害 基礎 所得控除	扶養親族該区分 本人該区分 配偶者 寡 勤 障害 基礎 所得控除	課税標準
(摘要)					

不登校児童・生徒数の推移について

(月に5日以上欠席した児童・生徒数)

1) 学校種別

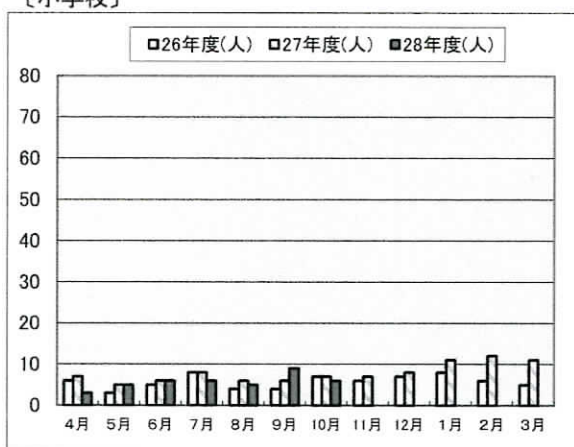
〔小学校〕

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
26年度(人)	6	3	5	8	4	4	7	6	7	8	6	5
27年度(人)	7	5	6	8	6	6	7	7	8	11	12	11
28年度(人)	3	5	6	6	5	9	6					

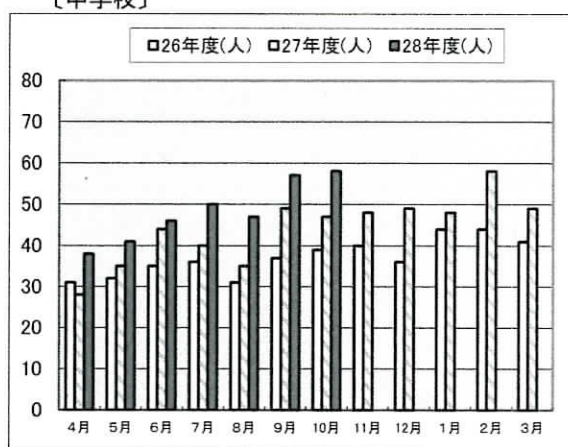
〔中学校〕

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
26年度(人)	31	32	35	36	31	37	39	40	36	44	44	41
27年度(人)	28	35	44	40	35	49	47	48	49	48	58	49
28年度(人)	38	41	46	50	47	57	58					

〔小学校〕



〔中学校〕



2) 中学校学年別

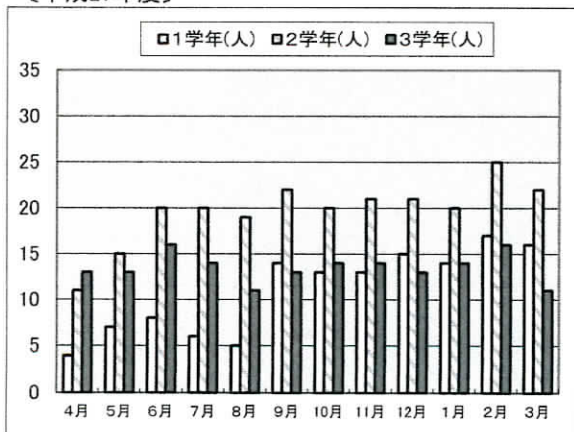
〔平成27年度〕

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1学年(人)	4	7	8	6	5	14	13	13	15	14	17	16
2学年(人)	11	15	20	20	19	22	20	21	21	20	25	22
3学年(人)	13	13	16	14	11	13	14	14	13	14	16	11

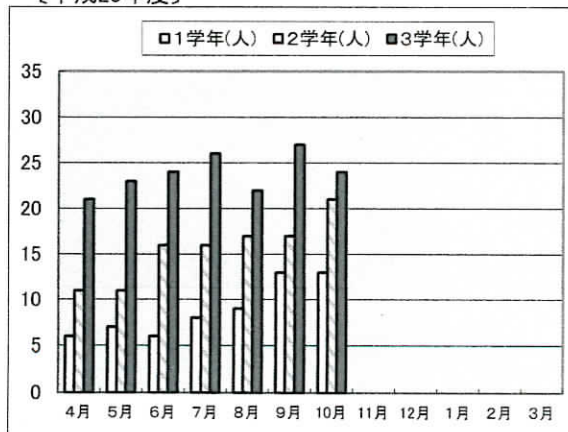
〔平成28年度〕

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1学年(人)	6	7	6	8	9	13	13					
2学年(人)	11	11	16	16	17	17	21					
3学年(人)	21	23	24	26	22	27	24					

〔平成27年度〕

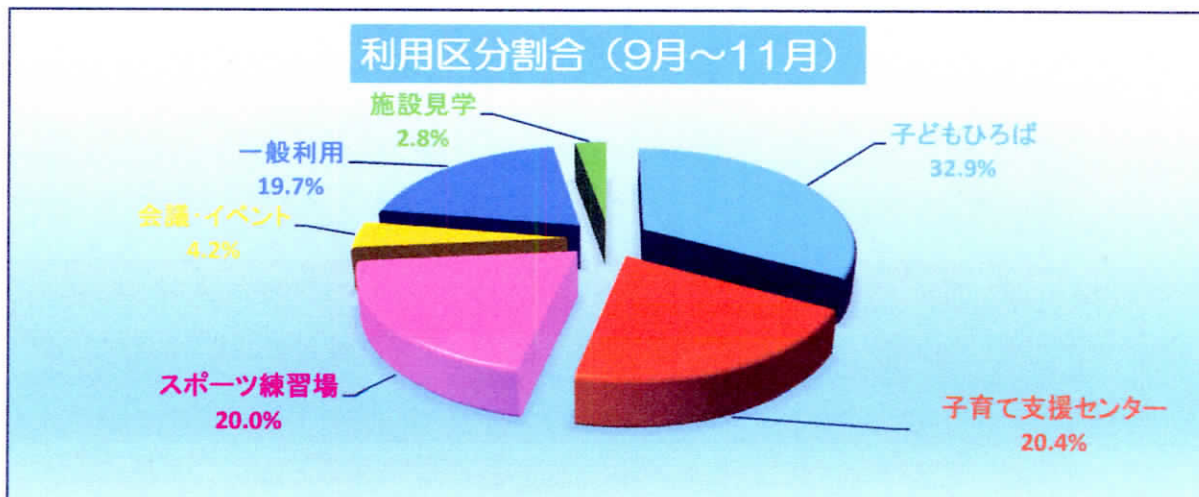
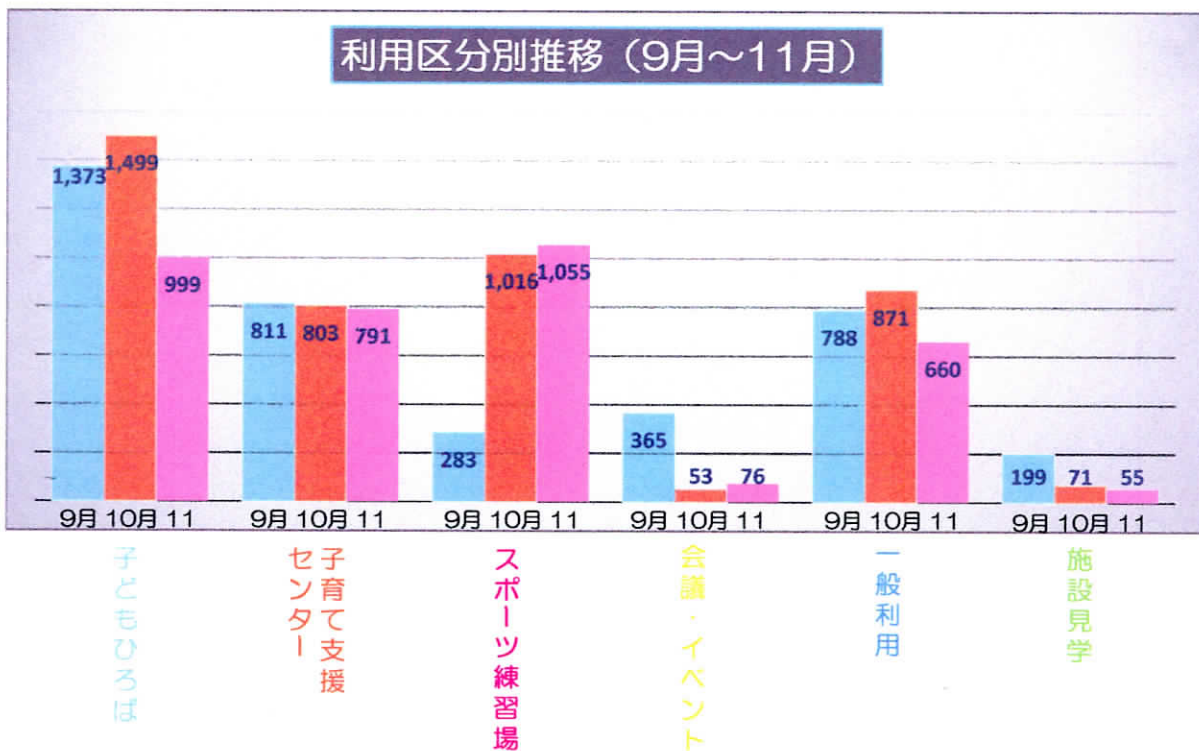


〔平成28年度〕



恵庭市生涯学習施設 かしわのもり 利用状況

区分	9月	10月	11月	計
子どもひろば	1,373	1,499	999	3,871
子育て支援センター	811	803	791	2,405
スポーツ練習場	283	1,016	1,055	2,354
会議・イベント	365	53	76	494
一般利用	788	871	660	2,319
施設見学	199	71	55	325
計	3,819	4,313	3,636	11,768
開館日数	20	29	28	77
1日平均入館者数	190.95	148.72	129.86	152.83



図書館の指定管理者制度の進捗状況について

1. 指定管理者制度を導入する施設

恵庭市立図書館（恵み野西5丁目10番2）
恵庭市立図書館恵庭分館（緑町2丁目2番2号）
恵庭市立図書館島松分館（島松仲町1丁目8番1号）

2. 指定期間

平成29年4月1日～平成32年3月31日（3年間）

3. 募集期間

平成28年10月25日～11月24日

4. 応募状況

- ・指定管理者募集説明会 開催日：11月2日
参加数：4事業者
- ・申請書提出件数 1事業者

5. 今後のスケジュール

12月20日	指定管理者選定委員会	～	指定管理者候補の選定
1月19日	議会提案	～	指定管理者の指定 債務負担行為
1月下旬		～	指定管理者の決定通知・告示
2月中旬	指定管理者との協議	～	協定締結
4月1日	業務開始		

